

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年11月24日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名

2. 出席委員 17名にしてその氏名は次のとおり

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 沼部 清伸  | 2番 高橋 誠一   | 3番 高橋 善一  |
| 4番 船山 利美  | 5番 安達 芳紀   | 6番 小野 博   |
| 7番 遠藤 敬一  | 8番 佐藤 一志   | 9番 浅野 厚司  |
| 10番 高橋 隆  | 11番 錦郡 昌之  | 12番 島崎 栄一 |
| 13番 大河原 清 | 14番 大武 伸彦  | 15番 峠田 一徳 |
| 16番 本間 仁一 | 17番 黒澤 ちよ子 |           |

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司  
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓  
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子

4. 付議事件

|      |       |                                 |
|------|-------|---------------------------------|
| 日程第1 |       | 会議録署名委員の指名について                  |
| 日程第2 |       | 会期の決定について                       |
| 日程第3 |       | 諸般の報告について                       |
| 日程第4 | 報第18号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について       |
| 日程第5 | 議第45号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について   |
| 日程第6 | 議第46号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第7 | 議第47号 | 非農地証明願に対する可否について                |

5. 会議の要領  
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時30分）

平成29年11月17日南農委告示第12号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は17名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

11番錦郡昌之委員、12番島崎栄一の2名を指名いたします。

会議録署名委員 11番 錦郡 昌之 委員  
12番 島崎 栄一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 1,008 m<sup>2</sup>を農地転用申請するため合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 681 m<sup>2</sup> を農地転用申請するため合意解約するものです。

- 議長（沼部会長）      ただ今の報告に対して質疑ございませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長）      なしの声がありますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。
- 議長（沼部会長）      次に日程第5議第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由について事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長      ただ今上程されました議第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転3件、使用貸借権設定1件、合計4件の許可申請があったのでご提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長）      ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐      1番につきましては、■■■■が交換という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 田 46 m<sup>2</sup> について所有権移転したい旨の申出があったものです。  
2番につきましては、■■■■が交換という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 8.14 m<sup>2</sup> について所有権移転したい旨の申出があったものです。  
3番につきましては、■■■■が労力不足という事由で 代替地取得を図る■■■■に、▲▲字▲▲ 田 219 m<sup>2</sup> について所有権移転したい旨の申出があったものです。  
4番につきましては、■■■■が経営移譲という事由で ■■■■に、▲▲字▲▲外17筆 田 12,502 m<sup>2</sup> 畑 32 m<sup>2</sup> 合計12,534 m<sup>2</sup> について、使用貸借を設定したい旨の申出があったものです。契約は20年間です。
- 議長（沼部会長）      ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。
- 議長（沼部会長）      初めに議第51号1番、2番の現地調査について7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。
- 7番  
（遠藤敬一委員）  
議長（沼部会長）      周辺農地への影響ないことを確認してきました。  
次に3番の現地調査について13番大河原清委員より報告をお願いいたします。
- 13番  
（大河原清委員）      周辺農地への影響もないことを確認してきました。

- 議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより議51号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） …………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長） …………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） …………全員挙手………  
許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■外2名より、▲▲字▲▲外2筆 田 1,059.71㎡ 畑 638.33 合計1,698.04を所有権移転し、公立置賜南陽病院を改築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■外10名より、▲▲字▲▲外17筆 田18,336㎡ 畑570㎡ 合計18,906㎡を所有権移転し工場用地として利用するため申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告願います。

15番 (峠田一徳委員) すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長) お諮りいたします。  
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長 (沼部会長) 始めに議第52号2番の案件について審議いたします。  
ここで、17番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。  
………17番黒澤ちよ子委員退席(ときに午後2時41分)………

議長 (沼部会長) これより本案件について質疑意見を求めます。

12番 (島崎栄一委員) この案件については、申請から時間がかかったとのことですがどう  
いう経過ですか。

大坂事務局長補佐 申請については、先ごろ受けたばかりです。  
都市計画の工業地域へ変更するのに1年以上時間を要しています。  
この申請地はもともと農振白地で、用途地域区域になっていなかったため、工業地域への変更にかかったものです。

4番 (船山利美委員) 場所のどの辺になりますか。口頭で説明できる範囲で。

大坂事務局長補佐 西工業団地の西側で、■■■■の自宅の北側になります。

議長 (沼部会長) 他に質疑ありませんか。

議長 (沼部会長) ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………  
許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。  
ここで、17番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

………17番黒澤ちよ子委員復席(ときに午後2時44分)………

- 議長（沼部会長） 次に議第52号1番の案件について審議いたします。  
本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第53号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第53号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。  
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目が畑52㎡が、昭和61年から工場敷地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告願います。
- 15番  
（峠田一徳委員） すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………  
議長（沼部会長） 全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成29年11月17日付け南農委告示第12号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。  
(閉会：ときに午後2時48分)